

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和6年4月1日改正

貝塚市

目 次

- 第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標
- 第2 農業経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
 - 1 営農類型ごとの経営規模の指標
 - 2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標
- 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たな農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者）が目標とすべき農業経営の指標
- 第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項
 - 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方
 - 2 貝塚市が主体的に行う取組
 - 3 関係機関との連携・役割分担の考え方
 - 4 就農希望者等のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供
- 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
 - 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
 - 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
- 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項
 - 1 地域計画推進事業に関する事項
 - 2 農地中間管理事業の特例事業の実施の促進に関する事項
 - 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
 - 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等
 - 5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項
- 第7 その他

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 本市は、大阪府の南部に位置し、人口 81,248 人（令和 5 年 6 月末日現在）。市域は東西 4.8km、南北 16km、面積 43.93 k m²で大阪湾岸から和泉葛城山脈にいたる多様で豊かな自然に恵まれて、その立地条件を生かし、優れた農業技術を土台に水稻や施設園芸を主とする農業生産を展開してきた。

今後は、特に施設園芸において、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、本市の農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 本市の農業構造については、農家の高齢化が進行し、安定兼業農家数が減少し、自給的農家数が大きく増加している。そのため土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることや、適切に利用されない農地の増加が予想されていることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

- 3 本市としては、農業の役割を人間の生活に欠かせない食糧の安定供給、都市全体の良好な生活環境の保全、教育的機能を提供するものとして位置付けている。

したがって、今後ともこれらの役割を十分果たしていくために、農業振興地域では主要な農業生産の場として農業振興と農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「農地中間管理法」という。）に基づく農地中間管理事業を活用した担い手への利用集積、「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」（平成 20 年 4 月施行。以下「府条例」という。）に基づく「農空間保全地域制度」の活用を図る。

また、農業振興地域外でも可能な限り生活環境が維持できるように農地中間管理事業や府条例に基づく農空間保全地域制度の活用等による土地利用を進める。また、併せて市民に快適な都市空間を提供するとともに、市民ニーズに対応した市民農園事業の充実並びにレクリエーション機能や教育機能を持たせた農業の育成に努めることを基本方針とする。

- 4 本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね 10 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者 1 人当たり 550 万円以上）、年間労働時間（主たる農業従事者 1 人当たり 2,000 時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

また、農業の産業としての規模を維持する主役を

- ア 既に効率的かつ安定的な農業経営体及び今後育成する同農業経営体
- イ 意欲的な農業者や農協等で組織された農作業受託組織あるいは集落営農組織
- ウ 高収益を目指して農業に参入する個人・法人
- エ 府条例に基づく大阪版認定農業者
- オ 中小・家族経営、兼業農家、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者、農福連携に取り組む事業者など、農業参入を目指す都市住民や法人等の地域の実態に応じた多様な担い手

とし、ア及びイの農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目標とする。さらに、ウ及びエ、オについては農業への参入を支援するほか、営農に意欲的な者に対しては経営規模拡大等を促し、ア及びイに続く”農業者”の育成を図る。

- 5 本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、大阪泉州農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、貝塚市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、大阪府泉州農と緑の総合事務所等が十分なる相互の連携の下で営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、規模拡大による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて地域計画目標地図への位置付けを行う。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、大阪泉州農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、大阪府泉州農と緑の総合事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

6 本市は、法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を大阪泉州農と緑の総合事務所農の普及課（以下「農の普及課」という。）の協力を受けて行う。

地域での話し合いを進めるにあたっては、法第 19 条の地域計画の策定・見直しをベースに、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農者の育成、集落営農の組織化・法人化、多様な担い手・企業による農業への新規参入の促進等、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導をする。

なお、利用権と農地中間管理権の設定など農地中間管理事業の活用にあたっては認定農業者等効率的かつ安定的な経営体を優先して利用集積を図るものとする。

7 本市の農業振興地域整備計画、その他本市の農業に関する計画の達成に資するため、その軸とする農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本構想をここに制定し、地域農業者等の理解、及び関係機関並びに関係団体の協力を得つつ、その円滑な推進を図るものとする。

8 新たに農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者）の育成・確保に関する目標

（1）新規就農の現状

本市は、毎年、数名の新規就農についての相談があり、平成 31 年～令和 4 年までの 5 年間で 3 名が新たに就農してきたが、将来にわたって基幹作物の生産量の維持・拡大を図るため、地域農業の担い手として安定的かつ計画的に新規就農者を確保していく必要がある。

（2）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

（1）に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から 5 年後）の農業経営の発展と目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

（3）確保・育成すべき人数の目標

大阪府農業経営基盤強化促進基本方針（以下「府基本方針」という。）に掲げられた、国版認定農業者や認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織に加え、法人や府条例に基づく大阪版認定農業者等を合わせて約 3,600 件を確保・育成する目標を踏まえ、本市において年間 5 名の当該青年等の確保を目標とする。その際、生産効率を高めるために、「組織経営体」及び「個別経営体」、農協等の作業受託組織への機械作業の委託あるいは共同作業化を推進する。

（4）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相

談のあった者を就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、本市への就農希望者に対して、農地については、本市や農業委員会等による紹介、あっせん及び確保、技術・計画面については農の普及課、大阪府家畜保健衛生所や農業協同組合等が重点的な指導を行い、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 営農類型ごとの経営規模の指標

経営体営農類型(例)

No.	経営類型	規模実面積(a)			内 容	備 考
			露地	施設		
1	野菜専作Ⅰ (ハウス軟弱野菜専作)	30		30	しゅんぎく周年 ハウス延べ 120a	
2	野菜専作Ⅱ (ハウス果菜類・軟弱野菜Ⅱ)	20		20	水なす ハウス 20a しゅんぎく ハウス 20a	スマート技術 (複合環境制御、CO2 施用、赤色 LED 等)
3	野菜専作Ⅲ (養液栽培経営)	60	20	40	みつば 養液栽培延べ 180a 軟弱野菜 ハウス延べ 40a 水稻 20a	
4	果樹専作Ⅰ (みかん直売+観光経営)	230	230		温州みかん 極早生 30a 早生 100a 普通 100a	直売+観光

5	果樹専作Ⅱ (ハウスぶどう)	100		100	デラウエア 加湿 20a 2重被覆 20a 1重被覆 20a 巨峰系4倍体品種 2重被覆 20a シャインマスカット 2重被覆 20a	規模実面積は成園のみ
6	花き専作+水稻 (切花専作経営)	60	20	40	球根切花 ハウス 40a 1年草切花 ハウス 40a 水稻 20a	
7	養豚(肥育)	29	6	23	肥育豚 600頭	豚舎等 1980 m ² 豚糞処理：下水処理

2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

(1) 生産方式

1) 水 稲

高品質米生産を進めるため、地球温暖化に適応できる高温耐性の強い品種の導入など適正品種の選定と品種にあった栽培技術の普及を推進するとともに、作業受委託等の推進も行い、生産性向上を図る。

2) 野 菜

都市立地の優位性が生かせ、単位面積当たりの収益性が高く、周年生産が可能な品目あるいは周年生産の構成品目として優れた品目の導入を図るとともに、省力化を図るため、スマート農業技術等による生産性の向上や雇用労力の活用を見込んだ生産方式の導入を推進する。また、経営体の規模拡大や労力負担の軽減を図るため、高能率機械施設の共同利用や地域間、作物間における労働力調整システム作りを進める。また、有機農産物等に対するニーズに応えるため、大阪エコ農産物等、環境保全型農業の推進を図るとともに、農業分野における脱炭素の推進に努める。

3) 花 き

消費者ニーズの動向に即応した新品种、品目の導入を進め、「Osaka Flower」としてブランディングを図るとともに、セル成型苗利用や自動防除等、共同利用機械施設の導入を図り、省力化、低コスト化を推進する。

4) 果 樹

高級品種の導入、施設栽培、完熟栽培等による高品質果実の生産を基本とし、共同利用機械施設、とりわけ防除機械施設の導入による省力化、低コスト化、あるいは周年生産、労力の適正配分のできる栽培体系の確立、普及を推進する。

また、環境保全型農業の推進に向け、農薬・化学薬品の低減や脱炭素に資する技術等の適正使用や天敵等の利用を進める。

5) 畜 産

近代的な飼養管理施設の導入により、省力化・合理化を図るとともに、環境に配慮した都市における畜産を可能にする飼養環境の整備、生産新技術の導入等、高品質な畜産物の生産を目指す。

6) 観光農業

消費者のニーズと周年運営を考慮した品種・品目の導入、栽培技術の導入を進める。また、他の観光施設との連携、史跡や自然景観等の活用など多様な集客対策を推進する。

7) 有機農業や大阪エコ農産物認証制度など環境負荷低減に資する農産物生産

有機農業をはじめ、農薬や化学肥料等の使用を削減し、環境への負荷をより軽減して栽培された農産物に対する府独自の認証制度「大阪エコ農産物認証制度」の積極的な推進、消費者や流通関係者への制度の PR 等により、多様化した消費者ニーズの充足と生産者メリットの創出を図る。

(2) 経営管理の方法

簿記記帳や納税の青色申告の導入を始め、経営の合理化、健全化を進める。経営の体質強化をはかるため、経営管理能力や雇用管理能力の向上、自己資本の充実を進め、必要に応じて法人化を推進する。

(3) 農業従事の態様

他産業並みの労働時間を実現するため、ヘルパー制度等の活用を促すとともに、快適な労働環境の整備を支援するため、農作業環境の一層の改善と休日制や給料制の導入を推進する。さらに、通年雇用が困難な経営体には、農作業の一部をギグワーカーのような外部人材にアウトソーシングするとともに、確保した人材を個別の経営体ではなく産地で共有する仕組みの導入を推進し、農繁期等の特定期間をオフピーク化することによる経営規模の拡大を支援する。

また、機械化の進展に伴う労働安全性の強化を図るため、休憩時間の確保等、機械の安全使用について、周知・啓発に努める。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者）が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が就農時の目標とすべき水準は、本構想第1の4に掲げる年間所得の3割程度とし、労働時間を1,200時間以上とする。また、経営開始から5年後に達成すべき所得水準を220万円とし、労働時間を1,600時間以上とする。

なお、経営開始から5年後の指標となる経営類型は基本構想第2の1に掲げる営農類型に準じ、農業経営の規模は営農類型の規模実面積の約4割とする。

また、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標は基本構想第2の2に準ずると

する。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の農産物を安定的に生産し、本市農業の魅力ある農村及び地域社会を維持し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農の普及課、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画への認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援策を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 貝塚市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農の普及課、農業委員会、農業協同組合、地域の農業者等の関係者・関係機関と連携して、就農希望者の受入体制を構築するとともに、貸借可能な農地の確保や、就農希望者等に求める要件（研修経験や営農計画等）の情報提供、また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行えるよう、本市が主体となって、大阪府、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、新規就農者育成総合対策等の国による支援策や大阪府による新規就農関連の支援策や大阪府による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、農の普及課、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市

が全体的な管理・推進を行いながら就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等について役割分担を行い実施する。

就農に向けた情報提供及び就農相談については市、技術や経営ノウハウについての習得については大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校、農業協同組合等、就農後の営農指導等フォローアップについては農の普及課、農業協同組合等、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報提供、農地等の紹介・あっせん等農地の確保について市、農業委員会、農地中間管理機構（（一財）大阪府みどり公社）、大阪府農業会議等、各組織が分担しながら各種取組を進める。

特に、農の普及課と大阪泉州農業協同組合が大阪産（もん）スタートアカデミーの一環として実施している「水なす+きくなアカデミー」の修了生については、市内で円滑に就農できるよう、市及び農業委員会が農地の確保の支援を行うとともに、府農の普及課及び大阪泉州農業協同組合が営農指導や経営指導により就農後の定着に向けて支援を行う。

4 就農希望者等のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

ア 本市は、農業委員会、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活イメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、大阪府及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

イ 農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、区域内において後継者がいない場合は、大阪府及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに新たに農業経営を開始しようとするものが円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者や第3に掲げる新たに農業経営を営もうとする者などの担い手、府条例に基づく大阪版認定農業者などの今後育成すべき農業者、法人等が利用する農用地の、地域計画の区域内にある農用地及び生産緑地に占める面積シェアの目標は概ね40%程度とする。

この目標を達成するため、効率的かつ安定的な農業経営体への農地の集積・集約や農地中間管理機構関連農地整備事業等による面的整備等を促進するとともに、ほ場が整形で、区画も大きく、水利や接道条件に優れた農地が集団で存在する平坦地においては、効率的かつ安定的な農業経営体への農地集積・集約を優先的に行い、小規模なほ場や傾斜地、大型機械の導入が難しい等の理由により、効率的かつ安定的な農業経営体への集積・集約が難しい地域等では、その他の経営体も含めた農地利用を推進する等、農業委員会、農地中間管理機構等とも連携して、地域の実情に応じた農地利用を促進していく。

なお、農用地と宅地等が混在していることにより、物理的に集団化・集約化が困難な地域が存在し、そのような地域では地域計画の施策効果が期待できない実情を踏まえ、本市における地域計画の策定地域については、原則、市街化区域を除いた区域（市街化調整区域）とするが、府条例に基づき

知事が指定した農空間保全地域（ただし生産緑地を除く）を策定対象するなど、地域の実情に応じた計画策定を進める。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

（１）農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市では、施設園芸作物を中心とした農業生産が展開されており、農用地の利用については認定農業者等を中心とした担い手への集積を進めているが、集積された農用地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

また、担い手が少ない地域においては、一部遊休化したものが近年増加傾向にある。

（２）今後の農用地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農用地利用ビジョン

本市では分散農地の解消策を講じ、担い手に面的に集積しなければ、担い手の経営が圧迫され、経営改善に支障が生じる可能性が高い。また、今後離農等により相当規模の農地が供給される場合が予想されるが、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければその大半が遊休農地化し、本市の農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このため、市内の農用地区域においては、認定農業者等を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に地域の農地を面的に集積することを誘導するとともに、農地中間管理機構との連携や農用地利用改善団体等を育成し、それらが一体となって地域の農地を守る体制の整備等を進めることにより、本市の農地の効率的利用を目指し、もって農業の振興を図る。

また、効率的かつ安定的な経営体が乏しい地域においては、大阪府と連携して担い手の確保・育成に努めるとともに、集落営農や水稻を中心とした農作業受託に取り組む経営体の育成により、農地の保全と活用を推進していく。

（３）将来の農用地利用ビジョンの実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等

本市の将来の農用地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

ア 認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成

イ 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成

ウ 農地中間管理機構の活用によるア及びイに対する農地の面的集積の促進

エ 遊休農地解消のための基盤整備等の実施

オ 園芸作物の振興及び地産地消の推進

カ 地域計画の推進

なお、これらの施策の円滑な推進のため本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地集積の加速を図る。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、府基本方針第6の1「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、貝塚市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法について

協議の場の開催時期について、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する地域ごとに、農繁期を除いて設定することとし、開催にあたって、市町村の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、実行組合長会議など他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を行う。参加者については、農業者、市、農業委員会、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、農の普及課、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応は市農林課にて行う。

(2) 法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準について

実行組合の範囲を地域計画の区域の基準とする。その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) 法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項について

本市は、地域計画の策定に当たって、農の普及課、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を実施する。

2 農地中間管理事業及び特例事業の実施の促進に関する事項

(1) 本市は、府内一円を区域として農地中間管理事業及び特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業及び特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、所定（農業経営基盤強化促進法の基本要綱参考様式第6－1号）運用通知別記様式第6号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

イ 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) (4)のアの(イ)の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものがあること。

(ウ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(エ) (4)のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

(オ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 本市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5) のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4) のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項

(エ) 農地中間管理事業の利用に関する事項

ウ 本市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) のアの認定をする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア (5) のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 本市は、(5) のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、大阪泉州農と緑の総合事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 地力維持培養及び堆きゅう肥・副産物の有効活用

本市は、地力の維持培養と堆きゅう肥・副産物の有効活用を図るため、家畜ふん尿等堆きゅう肥の施用の円滑な促進と稲・麦わら・作物残さ等の有効活用を推進し、異なる経営部門間の複合を推進するものとする。

(2) 生産組織及び農業後継者の育成

本市は、生産組織の育成及びその活動の助長並びに農業後継者の研修受講、農業後継者及び青年農業経営者の自主的集団活動等に対し必要な支援・指導を行うものとする。

(3) 農産物の流通の改善

本市は、生産された農産物の販売価格の向上を図るため、農業協同組合その他農業に関する団体と協力して、地産地消の推進、品質の統一、計画出荷等流通改善のための必要な施策を総合的に講じブランド化の定着を図る。

(4) 農村女性活動の促進

本市は、農村女性で構成する自主的集団活動等に対し必要な支援・援助を行うものとする。

(5) 農用地の利用度の向上

本市は、不作地等低利用農用地の利用度の向上を図るため、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構その他農業に課する団体と協力して、低利用農用地の整備、振興作物の導入等を推進するものとする。

(6) 関連施策の推進

- 1) 本市は、農業生産基盤整備、生活環境整備その他関連事業の推進に努めるものとする。
- 2) 本市は、国庫補助事業その他助成事業の実施に当たっては、農業経営基盤強化促進事業の実施を助長することを配慮して行うものとする。
- 3) 1) 及び 2) に定めることのほか、本市は、地域の農業の振興に関する施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業及び特例事業の円滑な推進に資することとなるように配慮するものとする。

(7) 推進体制等

1) 事業推進体制等

本市は、農業委員会、大阪府等の関係機関の職員及び農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区等の関係機関の代表者等と共に農業経営基盤強化事業の円滑、かつ効果的な実施及び推進方策について協議するものとする。

2) 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区等は、農業経営基盤強化促進事業の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮するものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成 23 年 12 月 8 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。
- 4 この基本構想は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。